

議案第171号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の単純な労務に雇用され
る職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

単純な労務に雇用される職員の地域手当の上限額に関する定めを廃止するため、条例の一部を
改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (抄)

(地域手当)

第4条の2 省 略

2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の15(東京都の特別区の存する地域に在勤する職員にあつては、100分の18)を超えない額の範囲内において市規則で定める。